

屋久島国立公園だより



2015年4月号

発行：環境省屋久島自然保護官事務所

(屋久島世界遺産センター内)

〒891-4311 屋久島町安房前岳 2739-343

TEL:46-2992, FAX:46-2977, E-mail: RO-YAKUSHIMA@env. go. jp

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

外来種問題ってなに？～もともといなかった生きものが大問題を起こしている！？～

もともとはいなかった国や地域に、人間によって持ち込まれた生きものを「外来種」や「外来生物」といいます。現在、外来種が生態系のバランスを崩すなどして、大きな問題となっています。

しかし、こうした生きものたちを連れてきたのは人間です。もともといた地域ではごく普通に生活していたのに、人によって持ち込まれ“問題のある生きもの”になってしまった外来生物。彼らに目を向けて、できることを考えてみましょう。

★外来種はどんな影響を与えるの？

世界各地で、外来種が様々な問題を引き起こしています。日本でも外来種の問題は、とても深刻です。どのような問題が起きているのでしょうか？

■生態系への影響

在来種（もともとその地域にいる生きもの）が追いやられるなど自然生態系のバランスが崩れてしまうことがあります。

■農林水産業への影響

野菜や果物、漁業の対象となる生きもの（魚など）を食べたりして私たちの生活に影響を与えることがあります。

■人の健康への影響

毒を持っていたり、かまれたりすることで、私たちに危険が及ぶことがあります。

★私たちにできること

外来生物の問題は私たちの日常生活を密接に関わっています。外来生物は、一度拡がると、元の状態に戻すのは非常に困難です。そのため、予防が大切です。

普段から外来種被害予防三原則を意識して行動していきましょう。

●外来種被害予防三原則

1. 悪影響を及ぼすおそれがある外来生物を“入れない”

→ 外来種に夜問題を起ささないために、最も大切なことです。入れなければ問題は起きません。

2. 飼育している外来種を野外に“捨てない”

→ 外来種は、適切に管理（捨てない（逃がさない））しなければ行けません。ペットとして飼っている生きものは、最後まで飼う責任があります。

3. 既に野外にいる外来生物を他地域に“拡げない”

→ すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてしまってはいけません。

※外来種の生息・生育情報等は環境省屋久島自然保護官事務所へご連絡下さい。

★外来生物法

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

★特定外来生物とは？

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。

日本には、海外から持ち込まれたものだけでも、2000種類以上の外来種がいると言われています。そのうち100種類を超える生きものが、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されています。

自然に親しむ集い

特定外来生物を知ろう！

～オオキンケイギクの除去～

オオキンケイギクとは？

5月～7月、屋久島の県道沿いなどで鮮やかな黄色のコスモスに似た花が咲くのをご存知ですか？その花は北米原産のオオキンケイギクといって、強靱でよく生育することから、かつては法面緑化に使用されたり、苗が販売されていました。しかし、あまりに強くいったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に『特定外来生物』に指定され、栽培・保管・販売・譲渡・野外に放つことなどが法律で禁止されています。



今回の活動は、小瀬田周辺に生えているオオキンケイギクの除去を行います。

オオキンケイギクをはじめ、外来種と呼ばれる生き物たちは、本来の生息地があって、日本にたたくて来たわけではなく、人間が持ち込んだために在来の生態系を壊しています。そして、地域の自然環境を守るためには、駆除する必要があります。こうした問題を繰り返さないためにはどうすればいいのか、未来に残したい地域の自然環境は何か、この機会に考えてみませんか？

○日 時：平成27年5月10日（日）10：00～12：00（受付9：30～）

○場 所：小瀬田周辺

○参加料：無料（予定）

○対象者：小学生以上（ただし、小学生は保護者の同伴を必要とします。）

○募集人数：20名程度（保護者含む）

■集合・解散場所：小瀬田小学校

■服装・持ち物：動きやすい服装、雨具（カッパ）、軍手、飲み物等

■その他：小雨決行。

※参加をキャンセルする場合は、5月9日（土）17時までに必ず屋久島自然保護官事務所までご連絡ください。また、当日、急遽参加できなくなった場合は、

【Tel：090-5743-8269】まで必ず連絡してください。

★申込方法：電話、FAX、メールのいずれかの方法で、屋久島自然保護官事務所までお申し込みください。FAX及びメールでのお申し込みは、参加者全員の①氏名、②住所、③年齢、④連絡先電話番号（固定電話及び携帯電話）を必ずご記入ください。

★申込先：環境省屋久島自然保護官事務所（屋久島世界遺産センター）

Tel：0997-46-2992 / FAX：0997-46-2977 / E-mail：RO-YAKUSHIMA@env.go.jp

★申込期間：平成27年4月13日（月）～4月28日（火）

共催：環境省九州地方環境事務所、（公財）屋久島環境文化財団、屋久島町

※「自然に親しむ集い」のお知らせは、屋久島町のご協力により配布されています。